



Title	ヒジュラ暦 742年カラコルムのペルシア語碑文
Author(s)	磯貝, 健一; 矢島, 洋一
Citation	内陸アジア言語の研究. 2007, 22, p. 119-156
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/17181
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ヒジュラ暦 742 年カラコルムのペルシア語碑文

磯貝 健一・矢島 洋一

はじめに

本稿は、本誌 14 号に発表された宇野伸浩・村岡倫・松田孝一「元朝後期カラコルム城市ハーンカー建設記念ペルシア語碑文の研究」[宇野・村岡・松田 1999] (以下「前稿」) で提示された、表題のペルシア語碑文のテキスト・訳注の改訂版である。まず本稿発表の経緯について簡単に述べておきたい。

件のペルシア語碑文は、元朝期カラコルム (Qara-qorum) のムスリム達がハーンカー (khānqāh あるいは khānaqāh. スーフィーの修道場) 建設を記念して作成したものである。その碑石は現在モンゴル国ハルホリン (Хархорин) の仏教寺院エルデニ・ゾー (Эрдэнэ-зуу) の敷地内に立っており周知のもののだが、W. W. Radloff が 1892 年に拓本の写真を刊行して以来、N. N. Poppe らの大家に注目されながらも、本格的な研究がなされることなく放置されてきた。宇野・村岡・松田の三名は、1998 年に現地において新たに採取した拓本に基づき、1999 年に世界で初めてテキストと訳注を含む詳細な研究論文を本誌に発表した⁽¹⁾。それは百年以上にわたって誰も手を付けることができなかった難解な碑文の大部分を解読したまさに画期的な研究であったが、発表後いくつか判読や解釈に修正を加えるべき箇所が見つかった。特に、前稿の筆者達の中にはイスラーム学の専門家がいなかったため、イスラーム法やスーフィズムに関わる部分は大きく補訂する必要があることが判明した。そこで、イスラーム法制史を専門とする磯貝とスーフィズム史を専門とする矢島が新たに参加して改訂版を作成する

(1) 最近、中国でこの碑文を扱った論文が新たに発表されたが[何 2006]、そこで提示された中国語訳注はほとんど宇野・村岡・松田 1999 に拠っている。

ことになり、2005年7月10日、同年10月22日、2006年3月30日、2007年3月30日に計四回の会合を開き、共同で新たなテキストと訳注の草稿を作成した。その間、2006年8月には、未だ碑文を実見していなかった磯貝と矢島が前稿の筆者達と共にハルホリンにて碑文の実物を調査することができた。その後、草稿と現地調査の成果を元に磯貝と矢島が本稿を作成し、前稿と同じく本誌に発表することになった。以上が本稿の発表に至った経緯である。本稿の筆者は磯貝と矢島であるが、その研究は前稿による基礎があつてはじめてなし得たこと、また本稿作成の過程で前稿の筆者達から多くの教示を得たことは強調しておきたい。しかし勿論本稿の内容に関する責任は磯貝と矢島にある。

前稿にて碑文の研究史と現状は詳しく述べられており、また写真版も掲載されているので、本稿ではそれらを一切省略し、専ら改訂版のテキスト・訳注の呈示を行うことにする。注においても前稿で既に言及されている基本事項についての解説は省いたが、便宜上一部重複する箇所もある。また煩雑さを避けるため、前稿との異同については一々注記しなかった。

テキスト

この碑文においては、同時代のペルシア語テキストと同様、異音字 B(b/p), K(k/g), J(j/ch) の区別はないが、本稿のテキストにおいては以下の原則に従って再構した。

(1) ペルシア語については、現代ペルシア語と同様に P(p), G(g), Ch(ch) の文字を用いる。なおこの碑文には zh を含む語はない。

(2) 漢語の音写については、有気音を無声音で、無気音を有声音で表記する(補説 1 参照)。なお本稿における漢字音は、原則として Pulleyblank 1991 に依拠する。

テキスト中の [...] は判読不能箇所を表し、[] 内のテキストは推定により復元したものである。疑問符(?) が付された語は判読におお疑問が残ることを示す。< > は欄外に刻まれた語を本来の位置に挿入したものである。碑文中

で部分的に付されている発音符号 (shakl) やハムザは概して不鮮明であるが、⁽²⁾ 確実に判読できるものについてはテキストに加えた。

(1) هو الحى المدبّر كل امر هو الحق المقدر ذو الجلال فنعم المولى ونعم النصير

(2) حمد بی شمار مر پروردگار را و شکر بسیار آفریدگار را جلت قدرته
وعلت كلمته كى نفوس انسانی را بنور عقل بیاراست

(3) تا خیر را از شر و نفع را از ضرر بشناختند و اهل اجتهاد ارباب ولا را
بمزیت الهام مخصوص گردانید تا بتایید آن از عقبة شهوات

(4) و حجب شبهة ترقی نمودند و از طبیعت ظلمانی و شر شیطانی و شرک
نفسانی نجا یافتند و مشعل هدایت محمدی را

(5) بر افروختند چنانک تنبداد نوازل [...] اصات؟ آنرا؟ نق [...] ک... د تا
افلاک مستقیم است و خطه خاک مقام

(6) ارکان دین محمدی و بنیاد شرع مصطفی [وی ع] لیه [ا] فضل الصلوة
والتحیة استوار و [مقر] ر است کما قال علیه السلام لا تزال طائفة

(7) من امتی علی الحق ظاهرین الی ان تقو [م الس] اعة بنابرین و از برای
صدق و مصداق [ق] طب العارفين قدوة المحققين (sic) ابو المعالی

(2) ただし、語中の ā を表す不要な madda と、語末の Y に付くエザーフエを表すハムザが散発的に付されているが、本稿のテキストでは省略した。

(8) العلانی شیخ برهان الملة والدين عمر بن محمد [بن احد؟] مد [ب-ن عمر السّا] غرجی الـ...م...ی] سلمه الله و[...ه ونصره وآواه الى يوم الدين
مر مرید خود

(9) عند الاول ابو الفيض سعيد بن وجي[ه بن شـ] ريع الحفودی؟ المسعودی
را از بهر ارشد[اد بر؟] جاده رشاد از شهر خانبالیق بمبالغ
(10) استعداد بجانب قراقروم حماهما اللـ[ه رو] انه کرد و فرستاد تا در وی از
بهر روندگان راه و پویندگان درگاه و جویندگان اله خانقاه
(11) بنا نهد و طالبان حق مراحل مشا[هدة اللـ؟]ه را [...] للذهاب الى الله راند
و وظایف[ف ذو]قی خلوتی جنیدی را احیاء نماید پس این
(12) سعید مرید به اشارت شیخ مرشد [بدان؟] شهر قروم [مراد و مرور؟]
رسید؟ [و] نفس [او؟] در آذر رنج انتظار نظر شیخ می فرمود و منتظر
(13) نفس مبارک شیخ خود چنانکه روانه کردن فرموده بود می بود تا بوقتی
کی امیر کبیر [...]ر ظهیر نصیر مربی العلماء مقوی الضعفاء
(14) سائق؟ الحسنة منبع البركات ابو الحـ[سن؟] امیر بدر الدین بنکتی
زونگوان شهر قروم ا[دام] الله بقاء بر ثبتي؟ صادق و نيتی صافی بشغل
خانقاه

(15) از بهر دعاء دولت <قآن> خلد الله ملكه قیام نمود و بدی[ن؟ ...] اقدام

فرمود در وقتی کی خواجه خلیل اصـ[یل امیـ]ن الدین بن خواجه محمد
بخاری بحال حیوة خود

(16) در همگی محوطی کی مشتمل است بر سرای [...]ـها کی خط قبالة

ناطق است بدان بهمین [شیخ] سعید الدین از بهر خانقاه لفظی رانده بود

(17) و نعمتی گفته پس بعد از وفات [...]ـی ولی خواجه مبارکشاه و منکـ[...]

و [...]ـفه عزیز خاتون کی وارثان این امین الدین

(18) اند از بهر یافت رضاء این مور[ث خـ]ودشان این همگی ملک محدود

مذکور را بهمین شیخ سعید [الدیـ]ن بخشیدند بخشیدنی درست شرعی

(19) و این شیخ سعید الدین [...] تسلیمی درست شرعی پس مجلس

(20) این امیر کبیر فخر الاقران کـ[...] الله بدر الدین بنکتی؟ زونگوان درین

[...] متفق کرد بر وارثان؟ [...] مانع جواز رجوع ایشان درین هبة

(21) دویست بالش جونگتونگ باوچـ[او ...] بها موهوب از بهر این شیخ سعید

الدین بسعی خود [...] خواجهگانی کی اسامی ایشان در آخر

(22) ثبت کرده‌اند باین وارثان تسلیم [کرد تسـ]لیمی د[رست] وایشان آن

گرفتند [هبتی شرعی و باز؟] مبلغی [...] بالش چاو دیگر از مرسوم

خودش

(23) در مرمت و عمارت این خانقاه جریح [...] در بنیاد؟ نهاد؟ وخو[د؟] در؟

شغل این خانقـ[اه ...]ست و این اقدام را به اتمام رسانید

(24) این شیخ سعید الدین با جمعی از اکابر و اعیان و قاضیان و پیران معتبر

شهر قروم باهم اتفاق کردند و همان مجلس عالی مولانا

(25) شیخ الاسلام بن شیخ الاسلام کمال الدین و مولانا امام همام رکن الدین

الخطیب خواجه جلیل اصیل خواجه دهقان خواجه شاه اجیقنامی؟

(26) و خواجه سعد الدین بلاساغونی و خواجه ابو بکر رئیس و غیر ایشان

بنابرین امیر زید قدره سنگی درین خانقاه کبیریه خلوتیه؟ جنیدیه بر پای

(27) کردند تا بامر این امیر بزرگوار بر روی روزگار بتصاریف لیل و نهار

سالها بسیار و قرنهای بی شمار بر تعاقب اعوام و دهور و تناوب

(28) ایام و شهور تا نفخ صور متصور و تا یوم نشور منشور پاینده بماند و

باقی انشاء الله الوافی ما یهفه رعد فی الاطیان وبلا؟ لا برق

(29) فی الآفاق آمین رب العالمین بدعوة محمد وآله اجمعین صوفی

جلال الدین اطفال؟ جهت وقف خانقاه چهار در دکان بناء نهاد

(30) خواجه دهقان بیست بالش خواجه محمد قاضی پنج بالش خواجه ابو بکر

رئیس پانزده بالش پهلوان سالار ده بالش خواجه فخر الدین قاضی پنج

بالش

(31) شمس الدین بنکئی؟ پنج بالش حمید الدین المالغی پنج بالش خیر الدین عبد

آه؟ بیست بالش تغای خواجه ده بالش سعد الله کنگرلی سی؟ بالش

(32) جمال الدین صوفی پنج بالش محان؟ تیگو پنج بالش عز الدین تیگو پنج
بالش امیر حسین دو بالش علاء الدین دربان؟ دو بالش علاء الدین
حلوائی؟ سه بالش

(33) مجد الدین سه بالش عماد الدین دو بالش محمد حاملی؟ پنج بالش شمس
الدین سه بالش عبد الله طویل پنج بالش حسام الدین پارسا پنج بالش
(34) نظام الدین تیکا؟ پنج بالش عماد الدین جانگنا؟ پنج بالش شهاب الدین سین
جین؟ بیست بالش اسامی عزیزانی که در آخر خبر گردید خواجه علاء
الدین قتلغ

(35) خواجه سیف الدین لو لانگجونگ خواجه رشید الدین اخی مولانا شمس
الدین صغانجانی نجم الدین صد ساله برهان الدین کیم سی؟ تاج الدین عبد
الفتاح

(36) حاجی درست گران فخر الدین صوفی پنج بالش عبد الجلیل صوفی
خواجه عماد الدین بلغاری خواجه شمس الدین میر مجلس خواجه تاج
الدین اندکانی

(37) خواجه کریم الدین ابن جمال الدین حسام الدین صوفی جهت وقف خانقاه
سعدیه؟ و جاه آب و آب خانه و قدمگاه بنا کرد

(38) الکاتب شرف الدین بن محمد خانبالقی

(39) سنة ٧٤٢ غفر الله له ولوالديه

日本語訳

[]は訳文の補いを、()は直前の語の説明を、[]は推定に基づく訳を表す。?は判読・解釈にお疑問が残ることを示す。

(1) 彼(神)は永遠に生けるお方であり、いかなる事物をも統制されるお方である。彼は真なるお方であり、運命を定めるお方であり、栄光あるお方である。「なんと良き守護者であられることか。なんと良き援助者であられることか」。

(2) 養育者[たる神]に無数の称讃あれ。創造者[たる神]に多くの感謝あれ——その力の偉大ならんことを。その言葉の高からんことを——。[神は]人間の魂を理性の光もて飾り、(3) [人間達が] 善と悪、益と害を区別できるようにして下さった。そして修行の徒たる聖者性の持ち主達に靈感という特権を授け、彼らがその助けによって欲望という障害(4)と疑念というヴェールを克服し、不正な性質や悪魔的な悪徳や邪な多神教から救われ、ムハンマドの導きのたいまつを(5) 灯すようにして下さった。それは災害の暴風が[…]の如く[である。]それによって、諸天は順行し、(6) ムハンマドの信仰の諸柱とムスタファー(ムハンマド)の聖法の土台——彼に最良の祝福があらんことを——を据える場所の土地は強固・堅固になっている。それは、彼(ムハンマド)——彼に平安のあらんことを——が「私の民のうちの一群は、(7) 最後の時が来るまで正しくあり、勝利し続けるだろう」と言っている通りである。これゆえに、また篤信と確信のゆえに、真知者達の枢軸にして探求者達の模範たるアブルマアーリー・アラーイー・(8) シャイフ・ブルハーヌルミッラ・ワッディーン・ウマル・ブン・ムハンマド[・ブン・アフマド?]・ブン・ウマル・[サーガルジー …]——神が裁きの日まで彼を守り、[…]し、助け、保護せんことを——は、自らの弟子の(9) 筆頭であるアブルファイド・サイード・ブン・ワジーフ・ブン・シャリーウ・[…]・マスウーディーを、正しき道における教導のために、資金を持たせてハンバリクの町から(10) カラコルムの方に——神が両都市を守らんことを——派遣した。それは、彼がそこに[スーフィーの]

道を行く者達や〔神の〕敷居を探す者達や神を求める者達のためにハーンカーを
(11) 建設し、神の探求者達が「神へと赴くために」〔神を觀照する?〕旅程を
進み、「ジュナイドの籠り」の味得のはたらきを復活させるようにであった。
そして、この(12) 弟子たるサイドは、導師たるシャイフの指示により、コルム
の町〔…〕に到着?した。〔彼の?〕魂は苦悩の炎の中でシャイフの視線を
待望し、(13) 自らのシャイフの祝福されたる魂を、〔シャイフが〕派遣を命じた
通りに、待ち望んでいた。やがて、〔…〕、援助者で、支援者たる大アミール、
知者達の教育者、弱者達の強化者、(14) 善行の促進者?、祝福の源、コルムの
町の總管アブル〔ハサン?〕・アミール・バドルッディーン・ビンカティー?—
—神が彼の生を〔永続〕させんことを——が、誠実なる決意?と清浄なる意志に
基づき、(15) カアン——神が彼の王権を永遠たらしめんことを——の御代につ
いての祈願のために、ハーンカーの仕事に取り掛かり、この〔…〕に着手した。
その時、親愛にして由緒正しいハージャ・アミーヌッディーン・ブン・ハー
ジャ・ムハンマド・ブハーリーが、自らの存命中に、(16) 所有権証書にそのこと
について書かれている、〔…〕家屋を含む区画のすべてについて、〔シャイフ・〕
サイドウッディーンに対してハーンカーのために言葉を語り、(17) 恩恵を述
べていた。そして、〔…〕の死後、このアミーヌッディーンの相続人であるワリー・
ハージャ・ムバーラクシャーと〔…と…〕・アズィーズ・ハトゥンは、(18) この
自分達の被相続人の意を満たすため、上述の区画の私有財産すべてを、まさにこ
のシャイフ・サイドウッディーンに、適正で適法な贈与によって贈与し、
(19) このシャイフ・サイドウッディーンは、〔…〕適正で適法な引き渡し
〔…〕。そして、(20) この大アミール、競い合う者達の誉れにして神の〔…〕た
る、バドルッディーン・ビンカティー?總管の衆議はこの〔…〕に同意し、相続
人達に?〔…〕彼らによるこの贈与の撤回の合法性に対する障壁〔として?…〕
(21) このシャイフ・サイドウッディーンのために贈与された 200 バーリシュ
の中統宝鈔〔…〕を、自らの努力〔…〕末尾に名前が記載されているハージャ
達〔…〕(22) この相続人達に〔適正な引き渡しによって〕引き渡した。彼らは

それを[適法な贈与として?]受け取った。[また?]さらに[…]バーリシュの額の鈔を自らの手当ての内から、(23)この傷ついたハーンカーの修繕と修理に[…], 自らは?このハーンカーの仕事に[…], この事業を完了した。(24)このシャイフ・サイドウッディーンは、コルムの町の一連の信頼すべき名士達、貴顕達、カーディー達、導師達と協力した。マウラーナー・(25)シャイフルイスラーム・ブン・シャイフルイスラーム・カマルッディーンと、マウラーナー・イマーム・フマーム・ルクヌッディーン・ハティープ[と], ハージャ・ジャリール・アスィール[と], ハージャ・ディフカーン[と], ハージャ・シャー・アジークナーミー?(26)と、ハージャ・サアドウッディーン・バラースーグーニーと、ハージャ・アブー・バクル・ライースと、その他の人々のこの高き衆議は、アミール——彼の力が増さんことを——のために、この「ジュナイドの籠り」の偉大なハーンカーの中に石[碑]を建て(27)た。この偉大なアミールの命令により、時代を越えて、昼と夜、幾年幾百年の時を経て、年から年、時代から時代へと、(28)日から日、月から月へと、ラッパが吹かれるまで想起され、また復活の日まで周知されつつ永続し、存続するように。もし十全なる神が望み給うなら。雷は地において豪雨と共にそれに光ることなく、稲妻も(29)地平線上において[光ら]ない。アーメン、万有の主よ。ムハンマドとその一族すべてへの祈願をもって。スーフィー・ジャラルッディーン・アトファール?は、ハーンカーの[ための]ワフク[物件]として、四軒の店舗を建てた。

(30) ハージャ・ディフカーンは20 バーリシュ、ハージャ・ムハンマド・カーディーは5バーリシュ、ハージャ・アブー・バクル・ライースは15バーリシュ、パフラワーン・サーラルは10バーリシュ、ハージャ・ファフルッディーン・カーディーは5バーリシュ、(31)シャムスッディーン・ビンカティー?は5バーリシュ、ハミードウッディーン・アルマーリギーは5バーリシュ、ハイルッディーン・アブドゥッラーは20バーリシュ、タガイ・ハージャは10バーリシュ、サアドゥッラー・ケンゲルリは30バーリシュ、(32)ジャマルッディーン・スーフィーは5バーリシュ、マハーン?・提舉は5バーリシュ、イッズッディーン・

提擧は5バーリシュ、アミール・フサインは2バーリシュ、アラウッディーン・ダルバーニー？は2バーリシュ、アラウッディーン・ハルワーイー？は3バーリシュ、(33) マジュドウッデーンは3バーリシュ、イマードウッディーンは2バーリシュ、ムハンマド・ハーミリー？は5バーリシュ、シャムスッディーンは3バーリシュ、アブドゥッラー・タウィールは5バーリシュ、フサームッディーン・パールサーは5バーリシュ、(34) ニザームッディーン・ティカ？は5バーリシュ、イマードウッディーン・ジャンタ？は5バーリシュ、シハーブッディーン・スインジン？は20バーリシュ。最後に言及されるスーフィー達の名前は以下の通り。ハージャ・アラウッディーン・クトルグ、(35) ハージャ・サイフッディーン・ル・郎中、ハージャ・ラシードウッディーン・アヒー、マウラーナー・シャムスッディーン・サガーンジャーニー？、ナジュムッディーン・サドサーラ、ブルハヌッディーン・キムシ？、タージュッディーン・アブドゥルファッターフ・(36) ハーჯِج，大いなる賢明ファフルッディーン・スーフィーは5バーリシュ。アブドゥルジャリール・スーフィー，ハージャ・イマードウッディーン・ブルガーリー，ハージャ・シャムスッディーン・ミールマジュリス，ハージャ・タージュッディーン・アンドウカーニー，(37) ハージャ・カリームッディーン・イブン・ジャマルッディーン，フサームッディーン・スーフィー。幸運なる？ハーンカーのワクフのために井戸と貯水池と手洗いを建てた。

(38) 書記：シャラフッディーン・ブン・ムハンマド・ハーンバーリキー —— 神が彼と彼の両親を赦さんことを ——

(39) 742 年 (西暦 1340～41 年)

注

1, al-mudabbiru kulla amrin

al-Qur'ān 第 10 章 3 節他数ヶ所に見える「〔神は〕事物を統制する (yudabbiru al-'amra)」に基づく表現。

1, fa-ni‘ma al-mawlā wa-ni‘ma al-naṣīr

al-Qur‘ān 第22章78節より。なお接続詞 *fa-* を欠く形が第8章40節にも見える。

3, ahl-i ijtihād

スーフィーの修行はしばしば「闘い (jihād, mujāhada)」と表現される。ここではそれらと同語根の ijtihād の語 (通常は「努力」「立法行為」等の意) で修行を意味するか。

3, arbāb-i walā

「(神に)近い者, (神の)友」を意味する walī の語は一般に聖者を指し, 「聖者たること」「聖者性」は同語根の抽象名詞形で walāya(t) という。ここでは同じように「聖者性」の意味で動名詞形 walā(‘) の語を用いたか, walāyat の語尾 -yat の欠落とみなし, 「聖者性の持ち主達」= 「聖者達」を表すと考えた。

3, ilhām

聖者達はしばしば神から直接に知識を受容するとされるが, イスラームの教義上, 啓示 (waḥy) は最後の預言者であるムハンマドより後の人間に下されることはあり得ないため, 聖者達に対しては用語上区別して「靈感 (ilhām, inspiration)」の語を使う。

5, tundbād-i nawāzil ... aflāk mustaqīm ast

mustaqīm は普通「まっすぐな」を意味する形容詞であるが, ここではおそらく天文学・占星術用語で, 天体が「順行している (direct, prograde)」ことをいう。占星術においては一般に天体の逆行 (rujū‘, retrogradation) は凶兆とされるので, 「諸天が順行している」とは, 天体が地上に厄災を齎すような動きをすることなく正常に運行している状態を指すと思われる。

なお『元史』には, 本碑の紀年 (1341~42 年) より数年前の至元元年二月 (1335 年) に火星が逆行した記事が見える。⁽³⁾ 惑星の見かけの逆行自体は決して珍しい天文現象ではないが, 『元史』に記録されているのはその一度のみであり, 当時天体の異変として比較的強く意識されていたと思われる。また『元史』

(3) 『元史』卷38 順帝本紀, 卷49 天文志。

には各地における天災がコンスタントに記録されているので特にこの時期のみに大きな災害が見舞ったとはいえないが、本碑のこの部分がそれら現実の天変地異を意識している可能性はあるだろう。

6-7, *lā tazālu ʔāʾifatun ... al-sāʾatu*

ハディースより、所謂スンナ派六書には完全に一致するハディースはないが、いくつか同意のものが見える⁽⁵⁾。

8, *Shaykh Burhān al-milla wa-al-dīn ʿUmar b. Muḥammad b. Aḥmad (?) b. ʿUmar ...*

当時ハンバリク (Khānbālīq, 大都) にいたスーフィー Burhān al-dīn Sāgharjī (あるいは Sāgharchī) を指すと思われる。Burhān al-dīn Sāgharjī については、同時代では唯一 Ibn Baṭṭūta (1368/9 年または 1377 年没) の旅行記が言及し、その後中央アジアやイランのペルシア語史料にも現れる [Ibn Baṭṭūta, v. 4, pp. 295-296; 家島 2002, p. 52; Mawlānā Shaykh, pp. 74-77; 川本 2005, pp. 72-75; Ibn al-Karbālāʾī, v. 1, pp. 68-69; Muḥammad b. ʿAbd al-Jalīl Samarqandī, pp. 103-128; cf. DeWeese 1988, p. 52]⁽⁶⁾。Sāgharjī に関してそれらの史料から得られる主な情報をまとめると、以下の通りである。

・Kubrawīya タリーカ (ṭarīqa, すなわちスーフィズムの教派やそれを奉ずる教団)⁽⁷⁾ に属する Nūr al-dīn Isfarāʾīnī (1317 年没) とその弟子 ʿAlāʾ al-dawla Simnānī (1336 年没) の両者から教導を受けたスーフィーであった。

(4) カラコルムに関しては、延祐五年二月 (1318 年) に日食があり和寧路に地震が、泰定四年三月 (1327 年) には再び和寧路に地震があったことが記録されている。

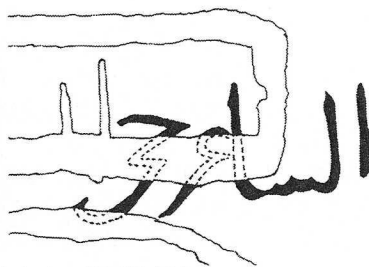
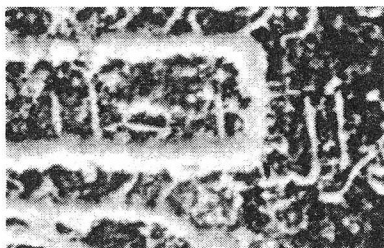
『元史』巻 26 仁宗本紀、巻 50 五行志。

(5) *Ṣaḥīḥ al-Bukhārī*, *Kitāb al-iʿtiṣām bi-al-kitāb wa-al-sunna* [牧野 (訳) 2001, p. 255]; *Ṣaḥīḥ Muslim*, *Kitāb al-ʾimān*, *Kitāb al-ʾimāra*; *Sunan Ibn Māja*, *al-Muqaddima*; *Sunan Abī Dāwūd*, *Kitāb al-jihād*; *Sunan al-Tirmidhī*, *Kitāb al-fitan ʿan rasūl Allāh*。なお *tazālu* を *yazālu* とするものもあるが、文法的にはどちらも可能である。

(6) Sāgharjī の冒頭の子音字は、Ibn Baṭṭūta のみ *Ṣ* とし、ペルシア語史料はすべて *S* とする。

(7) Kubrawīya は Najm al-dīn Kubrā (1221 年没) の道統に連なるスーフィー達が奉ずる教派を指すが、教団としてはそれらのスーフィーすべてを統べる組織があったわけではなく、各地で個別に活動していた。また 13~14 世紀の段階では Kubrawīya という名称自体用いられてはいなかったが、本稿では便宜上その教派を Kubrawīya と呼ぶ。

- ・中央アジアから中国に移住し、ハンバリクに住んでいた。元朝下における有力なムスリムであった。
- ・あらゆる史料において Burhān al-dīn (al-)Sāgharjī とのみ呼ばれ、ism, kunya 等の人名構成要素は一切不明である。nisba から、出身は Samarqand 近郊の Sāgharj (Sāgharch) と思われる。
それらの情報を本碑に現れる Burhān al-dīn と比較すると以下の通りである。
- ・後述のように、本碑は Kubrawīya に関わるものであると考えられるので、本碑の Burhān al-dīn も Kubrawīya の系統に連なるスーフィーであった可能性が高い。
- ・本碑の Burhān al-dīn がハンバリクの有力なムスリムであったことも碑文の内容から確実である。
- ・名前については、laqab の Burhān al-dīn は一致する。‘Umar b. Muḥammad b. Aḥmad (?) b. ‘Umar の名は上記の Burhān al-dīn Sāgharjī と比定する材料にはならないが、同時にそれを否定する材料にもならない。一方、比定の決め手となるべき nisba にあたる部分は残念ながら soyonbo の刻線と重なっており完全には判読できない。しかし、soyonbo の合間に読み取れるアラビア文字の刻線を ALSAGhRJY (al-Sāgharjī) と考えても矛盾しない。



nisba 部分の拓本 (左) とその復原図 (右)

以上のことから、本碑の Burhān al-dīn は Ibn Baṭṭūṭa 旅行記をはじめとするアラビア語・ペルシア語諸史料に見える Burhān al-dīn Sāgharjī その人である可能性が極めて高いと思われる。

なお Aḥmad (?) の部分は末尾以外 soyonbo の枠線に重なっているため別の名の可能性もある。また al-Sāgharjī の後にもう一つ al- で始まる nisba が続いているが、判読できなかった。

9, al-ḤFWDY (?)

明らかに nisba であるが、その由来は不明。

11, li-dhahāb ilā Allāh

al-Qur'ān 第 37 章 99 節の「私は私の主へと赴く ('innī dhāhib 'ilā rabbī)」に基づく表現。

11, waṣā'if-i dhawqī

soyonbo の枠線が刻まれているため部分的にしか判読できないが、このように復元した。スーフィズムにおいては神秘体験のことをしばしば dhawq「味得、味わうこと」と表現する。waṣā'if は器官等の「はたらき」を意味するが、後述のようにこの碑文が Kubrawīya に関係するものであるとすると, laṭā'if の誤記である可能性もある。スーフィズムでは神秘体験を感得する内的器官を laṭīfa (sg.) / laṭā'if (pl.) と呼び、その理論は特に Kubrawīya において発達した。

11, khalwatī-yi Junaydī

「ジュナイドの籠り⁽⁸⁾の」。「ジュナイドの籠り (khalwat-i Junayd(i))」とは、Kubrawīya において中心的な位置を占める修行法の名である（補説 2 参照）。本碑にこの言葉が現れることは、このハーンカー建設に関わったのが Kubrawīya の系統を引くスーフィー達だったことを示している。

14, Binkatī (?)

綴字上は BBKBY と判読されるが、判別点が不明瞭なので B のストロークは T・Th・N・Y も可能である。20 行目で同じ人物名に、また 31 行目では別人名に付されて再出する。おそらく nisba と思われ、以下の三つの可能性が考えられる。

(8) khalwatī (KhLWTY) の L はやや不鮮明で, ḥayātī (ḤYWTY)「生命の」とも読めるが、後者では意味が通じにくい。

第一は、Binkatīである。Yāqūt (1229 年没) の地名辞典に、ソグドの Ishtīkhan (現在の Ishtixon) の村の一つとして Binkat が言及されている [Yāqūt, v. 1, p. 746]。

第二は、同名の Binkatī である。Iṣṭakhrī (951 年頃没) や Muqaddasī (985 年頃没) は al-Shāsh (Tashkent) にある Binkath に言及し、Yāqūt も Iṣṭakhrī の記述を引く [al-Iṣṭakhrī, p. 328; al-Muqaddasī, pp. 264, 276; Yāqūt, v. 1, pp. 746-747; Barthold 1977, pp. 171-172]。また *Hudūd al-‘ālam* (10 世紀) や Bīrūnī (10~11 世紀) の著作にも Tashkent の中心地として言及されている [Minorsky 1970, pp. 118, 357]。Binkath と Binkat は同一語のヴァリエーションであり、この時代には Binkat と呼ばれていたと思われる⁽⁹⁾。この Binkat にはサーマーン朝時代から造幣所があり、モンゴル帝国期にもチャガタイ・ウルス下の造幣所の一つがあったことが現存貨幣から知られている [Давидович 1972, pp. 51-60; Давидович 1979, pp. 241-245]。

第三は、Tankutī (あるいは Tangutī) である。Yāqūt の地名辞典に、al-Shāsh の町の一つとして Tankut が言及されている [Yāqūt, v. 1, p. 880⁽¹⁰⁾]。

以上三つのうちどれが妥当かを判断する材料はないが、テキストと翻訳では仮に Binkatī を採用しておいた。

14, zūngwān-i shahr-i Qurūm

「コルム(カラコルム)の町の總管」。「總管」に再構される近世音は [tsuŋ kɔn] なので、厳密には kāf は二つ(「總」の韻尾と「管」の声母の分)書かれるべきである。アラビア文字表記漢字音では韻尾 [-n] と [-ŋ] が区別されない事例も報告されているが [遠藤 1997, p. 69]、ここでは次の [k] 音との間に生じた degemination と考えるべきだろう。

和林路總管府は皇慶元年(1312 年)以降は和寧路總管府に改められたが、本碑では未だ「[カラ]コルム」の名称が使われている。ペルシア語 shahr が「路」に対応する行政上のタームであったかどうかは不明である。

(9) それぞれの語末の -kath と -kat は Sogd. kanθ「町」> kaθ > kat の変化を反映している(吉田豊氏の御教示による)。

(10) なお、タンゲート(TNKWT)が稀に TNKT と綴られることがある [Hamd Allāh Mustawfī Qazwīnī, p. 257]。

15, az bahr-i du‘ā’-i dawlat-i <qa‘ān>

qa‘ān の語は敬意表現のため右欄外に彫られているが、本来この位置に挿入されるべきである。元朝皇帝を指す「カアン」の語はペルシア語史料では一般に qā‘ān (QAĀN) と書かれるのに対し本碑では QĀN と綴られているが、alif に madda が付されているため、Pers. qa‘ān < Mong. qa‘an ~ qayan と考えて「カアン」と読んだ。ただしアラビア文字では単なる ā を表す alif に madda が付されることもあり、また qa‘an と qan の使い分けは完全に徹底されているわけではないので [de Rachewiltz 1983], 本碑の QĀN を「カン」Pers. qān < Mong. qan の表記と考えることも不可能ではない。

16, Sa‘īd al-dīn

文脈から、9 行目に見える Abū al-Fayḍ Sa‘īd を指すと思われる。Sa‘īd と Sa‘id al-dīn が交替する理由は不明である。

18, hamagī-yi milk-i maḥdūd-i madhkūr

一見術語には見えない hamagī-yi milk という文言は、じつはペルシア語圏で作成された各種イスラーム法廷文書に特有の表現である。法廷文書の多くは売買、賃貸借、ワクフ(waqf)設定等所定の物件の所有権ないし占有権を移動させるための法律行為を扱うが、こうした文書においては大部分の場合、所有権や占有権が移動させられる物件を表示する際に「すべて」を意味する Pers. hamagī という語が冠される⁽¹²⁾。また、maḥdūd-i madhkūr はイスラーム法廷文書において、

(11) 本碑でも、9 行目 jādda と 14 行目の baqā (‘)-hu の ā を表す alif に madda が付されている。

(12) 中央アジアのペルシア語法廷文書の場合、本碑文とはほぼ同時代の 1326 年作成のワクフ文書に既にこの表現が見えており [Чехович 1965, p. 39 (文書テキストの 80 行目)], 15 世紀末の法廷文書書式集に収録される売買文書の定型文中でも売却対象物件に hamagī の語が冠されている [‘Alī al-Khwārazmī, f. 10 a]。さらに、ペルシア語法廷文書の書式を踏襲したチャガタイ語法廷文書の作成が一般化した 19 世紀においても、この hamagī は hamagī wa tamāmī (「すべて」という意味の語を重ねた強調表現) に姿を変えてペルシア語およびチャガタイ語の法廷文書中に頻繁に登場する [Урунбаев 2001 (巻末の写真中, Nos. 4 (l. 7), 203 (l. 3), 306 (l. 5), 497 (l. 5), 500 (l. 5), 905 (l. 4), 1316 (l. 5), 1365 (l. 5) を参照せよ)]。一方、イラン地域の法廷文書においても、少な

既にその詳細を記載済みの不動産を指示するために度々用いられる表現である。ちなみに、maḥdūd とは「境界でもって区切られた(もの)」を意味するアラビア語起源の形容詞・名詞であり、語義上、つねに不動産を指示し、動産を指示することはない。

18, bakhshīdān bakhshīdānī durust-i shar‘ī

bakhshīdānī durust-i shar‘ī は副詞句で、動詞 bakhshīdān を修飾している。bakhshīdānī (動詞 bakhshīdan「与える」に、不定を表す接尾辞 -ī を付した語) は明らかに、イスラーム法学上の術語 Arab. hiba のペルシア語における対応形であり、「贈与」を意味している。また、同様に durust は Arab. ṣaḥīḥ の対応形で、「(イスラーム法上) 適正な」という意味の形容詞であり⁽¹³⁾、ペルシア語圏で作成されたイスラーム法廷文書において頻繁に見出される。

20, rujū‘

イスラーム法学の術語で、「契約の取り消し」を意味する。

21, diwīst bālīsh

30～34 行目に列挙されている金額を合計したものと思われる。36 行目 Fakhr al-dīn Ṣūfī の注をも参照。

25, AJYQNAMY (?)

おそらく nisba だと思われるが、不明。テュルク語 açiq「開いた」、ačr̥y「倉」等と関係あるか。

26, Balāsāghūnī

Balāsāghūn は中央アジア、チュー河畔の都市で、カラハン朝等の中心都市として知られる。

くとも 18 世紀後半の売買文書中では tamāmī wa hamagī という表現が同様の機能を果たしていた [Werner 2003, pp. 23, 25-26]。

(13) 補説 4 において詳述するように、本碑文に記録される贈与契約はハナフィー派の法学説に則ったものであるが、同派において ṣaḥīḥ は「効力未定の (mawqūf) 契約」, 「有効だが拘束力のない (nāfidh ghayr lāzim) 契約」, 「拘束力のある (lāzim) 契約」の三者を総称する術語として使用される [柳橋 1998, pp. 41-43]。

26, khānqāh-i kabīriya-yi khalwatiya-yi Junaydiya

kabīriya は「偉大な」と訳したが、文法的には kabīra の方が相応しいので、Kubrawīya の祖 Najm al-dīn Kubrā の名にちなむ nisba 形容詞の可能性もある。もしそうだとすれば、Kubrawīya において Kubrā の名にちなむ名称を用いた最初期の例になる。「ジュナイドの籠り」については 11 行目の注を参照。⁽¹⁴⁾

28-29, mā yahiffu-hu ra'dun fī al-'aṭyāni wablan (?) lā barqun fī al-āfāqi

このアラビア語文は barqun と fī al-āfāqi の間で改行されており、29 行目の fī の前には数語分の空白がある。ra'dun fī al-'aṭyāni と barqun fī al-āfāqi は韻を踏んでいるので、fī al-āfāqi の前の空白が碑面の摩滅によるものとは考えにくい。人名の列挙が始まる 30 行目で新たに改行したため 29 行目に空白が生じたと思われるが、同行の末尾ではなく冒頭を空けた理由は不明である。

なお wablan lā の部分は wa-lā の誤記かもしれない。またこのアラビア語文に典拠があるか否かは分からなかった。

29, jihat-i waqf-i khānqāh chahār dar dukkān binā' nihād

すなわち、ハーンカーをワクフ対象物件 (mawqūf 'alay-hi) とし、四軒の店舗をワクフ物件 (mawqūf) とするワクフを設定したことを意味する。

31, Almālighī

Almāligh ~ Almalīq は中央アジア、イリ河畔の都市。

31, Sa'd Allāh Kangarlī sī (?) bālīsh

この人物名 Kangarlī は、テュルク語部族名 Kängärli と思われる。地名あるいはそこに根拠を持つテュルク系部族名としての Kängär (li) は、ユーラシアの様々な地域・時代・言語の文献に現れ、うちいくつかは同一部族を指すものと

(14) 11 行目同様 khalwatiya (KhLWTYH) の L は不鮮明であり、またこの行では -TY- の部分のストロークが一つ分にも見えるので, ḥayawīya (HYWYH)「生命の」と判読することも可能である。しかし同様に 11 行目の語が ḥayātī (HYWTY) であるとするれば、対応する女性形 ḥayātiya とは異なる語形がこの行で用いられていることになり、不可能ではないもののやや蓋然性は低くなる。

考えられているが(補説 3 参照), 本碑の Kangarlī がそれらのいずれかと関係を持つかどうかは不明である。⁽¹⁵⁾

また金額を記した部分が判読しにくい, 合計が 200 bālish であるとするこの人物の拠出額は 30 bālish となる。

32, Maḥān (?) tīgū

M.ḥān (あるいは M.jān, M.khān) については不明。

tīgū (TYKW) は漢語「提舉」の音写と考えられる。「提舉」に再構される近世音は [tʰi ky] であり, 同時代のモンゴル語碑文の「提舉」の用例においても tīgū と写されている[松川 1997]。また, カラコルムの漢語碑文において, 「提舉」の用例は 2 碑に 5 例ある[松井 1999, p. 241]。一般に官職名としての「提舉」の語は何らかの部局名等に添えられて用いられることが多いが, 単に「提舉」のみで人名に付される例も存在する。⁽¹⁶⁾

なお, 14, 20, 31 行目に現れる人名構成要素 BBKBY (本稿では Binkaī と読んだ) とも語末以外の字形が似ており, また「舉」の韻母である魚韻が Y や YY で表記される可能性もないわけではないが,⁽¹⁷⁾ 一碑文において同一語に表記のゆれが起きる蓋然性は低いので, 別の語と判断した。

(15) Kängär の名は, 大きく分けて中央アジア方面とカフカース方面の二地域に見られる。カラコルムの本碑は地理的に見て当然前者との関わりが第一に想定されるべきであるが, 後者と関係する可能性も無視できない。例えば, 10~11 世紀のカフカースにおける Kangar 家は別名 Musāfir 家と呼ばれるが, カラコルムの漢蒙碑文「嶺北省右丞郎中總管收糧記」から, 1348 年の時点でムスリム名と思われる Musavir < Musāfir (Arab.-Pers. f > Mong. v については, Doerfer 1975, p. 60 を見よ) の名を持つ人物が和寧路總管に就いていたことが知られており[松川 1997], ほぼ同時期のカラコルムの總管に関わる二碑文において, かつて同一家系を指した名称を持つ人物が現れることになり, 何らかの関係がある可能性がある。また, 接尾辞 -li ~ -lū をもつ例もカフカースに由来するサファヴィー朝期の Kangarlū のみである。

(16) 1282 年バクバ文字モンゴル語・漢語合璧安西王アナンダ令旨碑文[松川 2002; 呼格吉勒図・薩如拉 2004, p. 387], 1309 年バクバ文字モンゴル語・漢語合璧武宗カイシャン聖旨碑文[呼格吉勒図・薩如拉 2004, p. 83]。

(17) 魚韻は前舌化([iu] > [y])した結果, 表音文字に音写される際に [i] と見なされることがある。例えば, 10 世紀のコータン語文書[高田 1988a, pp. 105-106], 9~10 世紀

32, Darbānī (?)

明らかに nisba であるが、不明。近い語形を持つ地名として、ホラズム地方の Darsān [Barthold 1977, p. 151] あるいは Darghān [Barthold 1977, pp. 142, 155], ファールス地方の Daryān ~ Dayjān [Le Strange 1905, p. 271] 等がある。

32, Ḥalwā'ī (?)

明らかに nisba である。以下の二つの可能性が考えられる。

第一は Ḥalwā'ī である。Ḥalwā'ī は地名ではなく菓子 (ḥalwā') 屋に由来する nisba であるが [al-Sam'ānī, v. 2, pp. 248-249], 勿論この nisba を持っていて本人が菓子屋であったわけではなく、ウラマー等にもしばしば見られる nisba である。

第二は、クルディスターンの地名 Ḥulwān に由来する Ḥulwānī である。

テキストと翻訳では前者を採用しておいた。

33, Ḥāmīlī (?)

明らかに nisba であるが、その由来は不明。

34, Tikā (?)

漢字二字分の音写と思われるが、不明。

34, Jāngtā (?)

漢字二字分の音写と思われる。官職名としては適当なものが見当たらないため、姓名である可能性が高いか。JANK と写されうる姓としては「張 tʃaŋ」ほかいくつか考えられる。

34, Sīn Jīn (?)

漢字二字分の音写と思われるが、原語は不明。

ㄨ のチベット語文献 [高田 1988b, p. 118], ウイグル語仏典 [庄垣内 1997, p. 11] において、魚韻は u と i の両方で転写されている。また明代の韻書では、魚韻はしばしば [i] 音と通韻するとされる。

34, ‘azizānī

‘azīz「親愛なる者、貴き者」はスーフィーや聖者の別称として使われる。ここでは、件のハーンカーに関係の深いスーフィー達を指すものと思われる。

35, Lū lāngjūng

前稿で指摘されている通り、lū は漢語姓の、lāngjūng は漢語官職名「郎中」の音写と思われる。ただし前者については、AW ~ ū <「右」の可能性もあるか。

35, ṢḠhANJANY (?)

nisba と思われる。その由来は不明だが、語形に近い地名としては以下の二つがある。

第一は、中央アジアの Ṣaghāniyān ~ Chaghāniyān である。ただし、管見の限り Ṣaghāniyān を Ṣaghānjān とする史料は知られていない。

第二は、雲南の茶罕章⁽¹⁸⁾である。茶罕章は Sayyid Ajall 家の活動地として知られ、ムスリムと関わりの深い地である。Jāmi‘ al-tawārikh にはこの地名が Chaghān Jāng (JḠhAN JANK) として現れる [Rashīd al-dīn, p. 840; Jahn 1971, p. 20]。

35, Kīm Sī (?)

漢字二字分の音写と考えられる。KYM と音写されうる漢字としては、今・金・禁・錦等が考えられるが、SY (あるいは ShY) については可能な漢字が多すぎて見当が付かない。いずれにせよ官職名としては適当なものが見当たらないため、おそらく姓名であろう。KYM を姓とすれば、「金」が最も蓋然性が高い⁽¹⁹⁾か。

(18) 茶罕章の「茶罕」は Mong. čayan「白」の音写である。「章」は南詔を指す Tibet. ‘jang に由来すると思われる(森安孝夫氏の御教示による)。

(19) なおイルハン朝下で Jāmi‘ al-tawārikh 世界史編の中国史が編纂される際、協力した中国人学者のうち一人が KM SWN なる人物である [Jahn 1971, p. 23; 本田 1988, pp. 9, 12]。

36, Fakhr al-dīn Šūfī panj bālīsh

名前が列挙されているスーフィー達のうち、この人物だけに 5 bālīsh という金額が記されている。その金額を上記の金額に合計すると 205 bālīsh になるので、30 行目の Fakhr al-dīn qāḍī と同一人物を指すのかもしれない。あるいは、31 行目の Sa'd Allāh Kangarlī の拠出額を 25 bālīsh とすれば別人物としても計算が合う。

36, Bulghārī

Bulghār はキプチャク草原で活動したテュルク系民族名だが、都市名とされることもあり [Minorsky 1970, p. 163; Boyle 1958, p. 268 n. 1; Ḥamd Allāh Mustawfī Qazwīnī, p. 259], 1236 年にモンゴルに征服されている [Juwaynī, v. 1, pp. 224-225; Boyle 1958, pp. 268-270; Rashīd al-dīn, pp. 665-667]。ここでは nisba 形になっているから都市名として扱われていると思われるが、勿論民族的出自も Bulghār であった可能性はある。

36, Andukānī

Andukān (Andugān) は中央アジアのフェルガナ盆地の町で、現在のアンディジャンにあたる。

37, khānqāh-i sa'dīya (?)

sa'dīya の部分の判読は確実ではない。この語が「幸運な」の意味なら sa'īda が、このハーンカー建設に関わった上記の Sa'īd (al-dīn) にちなむ名称なら sa'īdiya が相応しい。またそのように khānqāh に付された形容詞ととると次の wa が余分になってしまうので、何らかの施設名かもしれない。

おわりに

最後に本碑の内容についてまとめておきたい。

本碑は、カラコルムにおけるハーンカー建設の経緯について述べた記念碑と見なすべきものである。ハンバリク在住のスーフィー Burhān al-dīn が、カラコルムにハーンカーを建設するために弟子の Sa'id (al-dīn) を派遣し、Sa'id はカラコルム総管をはじめとする当地の有カムスリム達の協力を得てハーンカー建設事業に着手した。その際必要な不動産は故 Amīn al-dīn Bukhārī が寄進することを生前に決めており、Sa'id らはイスラーム法の定める贈与契約によって Amīn al-dīn の相続人達に贈与の代償として 200 bālīsh を支払い、その金銭は別の二十数人の拠出によって賄った。そして、ハーンカーをワクフ対象物件、四軒の店舗をワクフ物件とするワクフによってハーンカーが建設された。その事績を語り継ぐため、その経緯と関係者の名を記した石碑を建てた。それがこの碑文である。

さらに本碑の性格について一点指摘しておきたいのは、本碑の関係者達の多くが中央アジアの地名に由来する nisba を持っていることから、彼らが西方のイスラーム世界の中でも特に中央アジアと関わりが深かったと思われることである。ハナフィー派や Kubrawīya との関係もそのことを傍証している。⁽²⁰⁾ 勿論それが当時のカラコルムのムスリム社会における一般的な特徴であったのか否かは本碑のみからは判断できず、その問題は今後さらに他史料との比較によって検討すべきである。⁽²¹⁾ しかしいずれにせよ、本碑が元朝期カラコルムのムスリム社会の性格について伝える貴重かつ重要な史料であることは間違いないだろう。

(20) 周知のようにハナフィー派は中央アジアにおいて支配的な法学派である。また Kubrawīya は Naqshbandīya の勢力が伸張する 15 世紀までは中央アジアにおける有力なタリーカであった。ただし、Burhān al-dīn Sāgharjī の師とされる Nūr al-dīn Isfarā'īnī と 'Alā' al-dawla Simnānī はそれぞれイラクの Baghdad とイランの Simnān で活動していたので、Sāgharjī 自身が Kubrawīya の教えを受けたのは中央アジアではなかったと思われる。

(21) カラコルムのムスリム社会に関する史料は僅少であるが、最近、本碑と同様に元朝期のカラコルムで作成されたと思われるペルシア語碑文が新たに発見されており [磯貝・矢島 2007]、今後碑文史料に基づいた研究が進展する可能性がある。

補説１ アラビア文字表記漢字音について

本碑にはアラビア文字音写された漢語がいくつか含まれている。

モンゴル時代のペルシア語・アラビア語文献に見える漢語の音写は合計すればかなりの数に上り、特にイルハン朝下にはまとまった数の漢語音写を含む医学書 *Tangsūq-nāma* や *Jāmi' al-tawārīkh* 「中国史」があつて重要な対音資料として知られている。一方元朝下にはペルシア語やアラビア語の碑文・碑銘に漢語音写が散見するが、未だ言語資料としては用いられていない。ここでは、僅かながら本碑に現れるアラビア文字表記漢字音を一括してその声母と韻母の表記についてまとめ、專家の利用に供したい。ただし本碑には明らかに漢語の音写でありながら原語を特定できなかった語もあるため、以下の一覧は暫定的なものであることを断っておきたい。

以下、漢字音は『中原音韻』等によって再構される近世音の推定音価を Pulleyblank 1991 により示す。ペルシア語音は音価を定めがたいので、ローマ字転写のみ示す。

< 声母 > 本碑に含まれる漢字音の声母は以下の通りである。

声母		アラビア文字表記	ペルシア語音	漢字
幫	[p]	B	b	寶
透	[tʰ]	T	t	提・統
知	[tʂ]	J	j	中
見	[k]	K	g	管・舉
精	[ts]	Z	z	總
初	[tʂʰ]	J	ch	鈔
来	[l]	L	l	郎

一般に、有気・無気の対立を持たない表音文字体系に近世漢字音が音写される場合、有気音は無声音で、無気音は有声音で写されることが多い。この時代のペルシア語のアラビア文字は p/b, ch/j, k/g の区別をしないためその原則が当て

はまるかどうかは判断しづらいが、[tʰ] が T で写されているのはその原則と矛盾せず、また他のアラビア文字表記漢字音資料においてもその原則が当てはまることが多い。⁽²²⁾ 従って本稿で提示するテキストにおいては、その原則に従って P / B, Ch / J, K / G の表記上の区別を漢字音にも適用した。

＜韻母＞ 一方、韻母は以下の通りである

韻母			アラビア文字表記	ペルシア語音	漢字
遇撰	魚	[y]	W	ū	舉
蟹撰	齊	[i]	Y	ī	提
效撰	豪	[ɔw]	AW	āw	寶
	肴	[aw]	AW	āw	鈔
山撰	桓	[ɔn]	WAN	(u)wān	管
宕撰	唐	[aŋ]	ANK	āng	郎
通撰	冬	[uŋ]	WNK	ūng	統・總
	東	[uŋ]	WNK	ūng	中

アラビア文字は基本的に子音文字体系なので、本碑の数少ない漢語音写から韻母について知り得ることは少ないが、桓韻 [ɔn] がアラビア文字 WAN で写されているのが注目される。その表記は近世音 [ɔn] より中古音 [uan] に近いといえるが、桓韻は同時期のモンゴル語においては一般に /on/ と写され、その中には本碑と同時期の同じカラコルムの碑文において同じ字「管」を KWN / gon / と写したものも含まれているから[松川 1997]、単純に方言差と考えることはできず、⁽²³⁾ 両言語における表記の違いが何に由来するのかはさらなる検討を要する。

(22) *Tangsūq-nāma* では漢字音写のために特殊な文字を創出して p / b, ch / j, k / g を含む様々な異音の区別を行っており、その際上記の原則が徹底されていないものの適用されている[遠藤 1997, p. 70]。 *Jāmi' al-tawārikh* 「中国史」でも Chin. [t], [tʰ] はそれぞれ Pers. D, T に概ね対応している。

(23) *Tangsūq-nāma* では桓韻は WN と WAN の両様で写されている[遠藤 1997, p. 73]。

補説2 Kubrawīyaの修行法について

本碑 11 行目には、「ジュナイドの籠りの (khalwatī-yi Junaydī)」という言葉が見える。Junayd とは、初期の高名なスーフィー Abū al-Qāsim al-Junayd (910 年没) を指し、「ジュナイドの籠り (khalwat-i Junayd)」とは、「八つの規定」に従いながら行われる籠りの修行を指し、Kubrawīya に特徴的なものである。その修行法は既に Kubrawīya の祖 Najm al-dīn Kubrá の著作において以下のよう

に述べられている。

友よ、瞼を閉じ、見よ。何が観えるか (unẓur mādḥā tarā)。もし汝が「私には何も見えない」と言うなら、それは間違いである。汝は見ているのだ。しかし、存在の暗黒があまりに汝の目の近くにありすぎて見えないのだ。もし瞼を閉じながら見て、面前に視たいと思うなら、汝の存在から物を減じよ。あるいは、汝の存在から物を除去せよ。僅かでもそれを減じ、それを除去する方法は、闘いである。闘いとは、敵を排除あるいは敵を抹殺するために努力することを意味する。そして敵とは、存在と邪心と悪魔である。その努力は、いくつかの方法によってなし得る。…(中略)… 第三の方法は、Junayd —— 神が彼の靈魂を清めんことを —— の方法である。それは八つの規定 (sharā'it) である。すなわち、清めを励行すること (dawām al-wuḍū'), 断食 (ṣawm) を励行すること、沈黙 (sukūt) を励行すること、籠り (khalwa) を励行すること、「アッラーの他に神なし」という唱名 (dhikr) を励行すること、シャイフへの心の固定 (rabṭ al-qalb bi-al-shaykh) を励行し、自らの意志を滅しシャイフの意志に委ねることにより彼のヴィジョン (wāqī'a) に関する知識を利用すること、想念の否定 (nafy al-khawāṭir) を励行すること、害なすものであれ益あるものであれ神から自らに至るものすべてにおける神 —— 偉大なれ、栄光あれ —— への反抗の放棄 (tark al-i'tirāḍ) と、神に天国を望んだり地獄からの救いを求めることの放棄を励行すること、である。

[Najm al-dīn Kubrá, pp. 1-3]

この Junayd から伝えられたという「八つの規定」が後に「ジュナイドの籠り」として Kubrawīya のスーフィー達に継承されたものである。⁽²⁴⁾ 上記の Kubrá の説明ではこれが籠りの規定であることは明確にされておらず、むしろ八つの規定のうちの一つに籠りが数えられているが、後の Kubrawīya のスーフィー達は、この「八つの規定」を全体として籠りの規定と見なしており、例えば Kubrá の直弟子である Majd al-dīn Baghdādī (1219 年没) は以下のように述べている。

籠り (khalwa) の方法は、目標に達する最も近い道として Junayd がまとめたものである。その規則は八つの規定に基づいている。

[Majd al-dīn Baghdādī, f. 32 a]

この「ジュナイドの籠り」と「八つの規定」は、他の Kubrawīya のスーフィー達の著作にも極めて頻繁に言及されており [Majd al-dīn Baghdādī, f. 30 b ff.; Najm al-dīn Rāzī, p. 282 ff.; Nūr al-dīn Isfarā'inī, p. 129 ff.; 'Alā' al-dawla Simnānī, *Muṣannafāt*, p. 82 ff.; 'Alā' al-dawla Simnānī, *'Urwa*, pp. 358-359; Jibrā'il Khurramābādī, p. 128 ff.], 少なくとも 13~14 世紀の段階では Kubrawīya に特徴的な修行法と考えてよい。⁽²⁵⁾ 従って、この言葉が現れることは、本碑に関わったスーフィー達が Kubrawīya の系統に属していたことを示す有力な根拠となるのである。

補説 3 Kangar について

本碑 31 行目に見える人名 Kangarlī は、Kangar (Kängär) にテュルク語の接尾辞 -li が付された形式と考えられる。Kängär (li) は、地名またはそれに由来するテュ

(24) Kubrá は後に規定を二つ増補し十としたが [Molé 1963, pp. 25-37, 42-59], 弟子達には受け継がれなかった。なお管見の限り、Junayd がこの「八つの規定」を定めたことは文献上確認できないため、それを実際に Junayd 自身が定めたのか、単に後に Junayd に帰されただけであるのかは不明である。

(25) ただし、後には他のタリカにも継承されている。例えば Radtke 2005 を見よ。

ルク系部族名(あるいは、テュルク系部族名またはそれに由来する地名)として、ユーラシアにおける様々な地域・時代・言語の史料に現れる。主なものは以下の通りである。

まず、中央アジアとその周辺に関する諸史料に現れる以下の Kängär が同一の地名・テュルク系部族名を指すものと考えられている。

- (1) 漢語史料『史記』『漢書』等の康居⁽²⁶⁾。これは『新唐書』の瞰羯にも同定されている⁽²⁷⁾。
- (2) 突厥碑文の一つ Köl Tegin 碑文(8世紀)の東面39行目に見える Kqr²⁸。⁽²⁸⁾
- (3) Ibn Khurdādhbih のアラビア語地理書(9世紀)に見える河川名 KNKR。⁽²⁹⁾

(26) 「康居は大宛の西北約二千里にある遊牧国であり、月氏とおおむね同じ習俗である(康居在大宛西北可二千里、行國、與月氏大同俗)。」「[史記]卷123大宛列伝」, 「康居国の王は冬には楽越匿の地を治め、卑闐城に到る。長安から一万二千三百里である。都護府には属さない(康居國, 王冬治樂越匿地。到卑闐城。去長安萬二千三百里。不屬都護)。」「[漢書]卷96西域伝」康居については、白鳥 1970, pp. 58-96; 白鳥 1971, pp. 48-61を参照。

この康居は13世紀以降の漢文史料やペルシア語史料に見える Chin. 康里~Pers. Qangli としばしば同一視されるが[Radloff 1891, p. vii; cf. Golden 1992, pp. 272-273], 白鳥庫吉は両者を別の部族と見做している[白鳥 1970, pp. 76-78]。松田壽男は康里と同一の名称がさらに古く遡れることを示したが⁵, 康居・康里同一説に対する見解は不明瞭である[松田 1970, pp. 328-331]。さらに村上正二は『元朝秘史』卷10, 239節に見える康合思 Qangyas を康里に比定し、その際 kängär とも同一視している[村上 1976, pp. 96-97]。13~14世紀のペルシア語史料では Qangli は多少のヴァリエントがあるがすべて後舌音を示す q を含みかつ r は含まず、それはより後世の史料においても同様であるから、少なくとも本碑における Kangarlı は Qangli とは区別されるべきである。

(27) 「石国は、柘支、柘折、緒時ともいい、漢の大宛の北にある辺境である。…顯慶三年、瞰羯城を大宛都護府とした(石、或曰柘支、曰柘折、曰緒時、漢大宛北鄙也。…顯慶三年、以瞰羯城为大宛都督府)」[『新唐書』卷221西域列伝]。なお kängär の語源をトカラ語 *känk-「石」に求め、Tashkent と関係付ける説がある[Pulleyblank 1962, p. 248; Pritsak 1975, pp. 6-8]。

(28) 「それから、テュルギシュ人達が敵対し、ケンゲレスに向かった(anta kisrā qara türgis bodun yayı bolmış, kängärs tapa bardı)」[Tekin 1968, pp. 236, 269; cf. Marquart 1898, p. 10]。

(29) 「それは KNKR と呼ばれる川であり、Shāsh の王国の端にある(wa-huwa nahrūn musammā KNKR 'inda 'awwalī mamlakati Shāsha)」[Ibn Khurdādhbih, p. 178]。また、Iṣṭakhrī は Shāsh の町の一つとして KNKRAK に言及している[al-Iṣṭakhrī, p. 329]。

(4) 東ローマ皇帝 Konstantinos VII 世 (Konstantinos Porphyrogennetos, 在位 913 ~ 959 年) の著作にペチェネグの別名として見える $\text{Κάγγαρ}^{(30)}$.

一方、カフカースにも類似の地名が古くから知られ、後にその名を持つ部族名・家名も現れる.

(5) 5 世紀のアルメニア語文献に見える地名 $\text{Kangark}^{(31)}$.

(6) 6 世紀のシリア語文献に見える $\text{Kangārāyē}^{(32)}$.

(7) 11 世紀のグルジア語文献に見える地名 $\text{Kangar}^{(33)}$.

(8) 10~11 世紀のカフカースにおける $\text{Kangar}^{(34)}$ 家. ただしこれはテュルク系ではなくダイラム系である.

(9) サファヴィー朝期のペルシア語史料に見えるテュルク系部族名 $\text{Kangarlū}^{(35)}$.

(30) 「ペチェネグは、カンガルとも呼ばれている ($\text{καὶ Κάγγαρ ὀνομάζονται οἱ Πατζινάκται}$)」[Constantine Porphyrogenitus, p. 170; cf. Moravcsik 1958, p. 145; Golden 1992, p. 265].

(31) この地名は, Moses Khorenats'i, Łazar P'arpets'i 等のアルメニア史に見える [Hübschmann 1904, p. 354; Moses Khorenats'i, p. 113; Thomson 1978, p. 140; Łazar P'arpets'i, p. 132; Thomson 1991, p. 189]. その位置については, Hewsén 2001, p. 115, Map 91, B 4 を見よ.

(32) バビロンのネストリウス派総主教 Mār Abā 1 世 (在位 540~552 年) の伝記に, サーサーン朝 Khusraw 1 世が Kangārāyē と戦ったという記述がある [Bedjan 1893, p. 227; Пигулевская 1948, p. 77; Czeglédy 1954, pp. 65-66].

(33) 所謂『グルジア年代記 ($\text{Kartlis tskhovreba}$)』に含まれる $\text{Mat'iane kartlisay}$ (786~1072 年の記事を含む) に, セルジューク朝君主 Alp Arslan (在位 1064~1072 年) が Kangar を攻めた記事が見える [Q'aughchishvili 1955, p. 306; Brosset 1849, p. 327; Thomson 1996, p. 298].

(34) Kangar 家は Musāfir 家とも呼ばれ, 10~11 世紀にアゼルバイジャンやアルメニアを支配したダイラム系王朝である [Togan 1970, p. 100; Minorsky 1983, pp. 159-166; Minorsky 1992].

(35) Kangarlū は初期サファヴィー朝において重要な地位を占めた Ustājlu 部族の支部族であり, その名はサファヴィー朝期のペルシア語史料に類出する [Sümer 1992, pp. 164-165; Reid 1983, pp. 196-197]. その一人 Maqsūd Sultān Kangarlū は Nakhchivān の統治者に任命され, 現在でもアゼルバイジャン共和国ナヒチェヴァン自治共和国のケンゲルリ地区 (Kangarli rayon) にその名を留めている.

本碑の Kangarlī は、北アジア～中央アジアにおける最後の例であり、また -li が付された最初の例である。その名が 14 世紀のモンゴル高原において現れることは、テュルク民族史上重要な意味を持つと思われる。

補説 4 イスラーム法廷文書研究の見地からみた本碑文の内容

本節では、まず本碑文に記載される贈与契約の内容をイスラーム法学の見地から検討し、一連の契約行為がハナフィー派の法学説に則って行われたことを明らかにする。さらに、イスラーム法廷文書研究の視点から本碑文テキストの性格についても考察してみたい。

碑文テキストにあるように、一連の贈与契約の発端となったのは、契約締結時点で既に死亡していた Amīn al-Dīn Bukhārī が、生前、ハーンカー建設に必要な不動産(おそらく施設建造のための敷地であろう)の贈与を示唆したことである。しかしながら、テキストには彼が贈与を実行したことを確定する文言は見出されず、逆に「ハーンカーのために言葉を語り、恩恵を述べていた」(16～17行目)と極めて曖昧な表現が使用されているので、結局 Amīn al-Dīn 自身は正式な贈与契約を行わぬうちに没したものと考えてよからう。そして彼の死後、その相続人達(当然、件の不動産の所有権は後者に移動している)が故人の意志を継ぐ形で上記物件を正式に Sa'id に贈与することになるのである。

後述するように本碑文に記録される契約はハナフィー派法学説に準じて行われているので、ここではまず、ハナフィー派の学説における贈与契約のあらましを述べておきたい。ハナフィー派は贈与契約が適正なものとなるための基本的な条件として、申し入れ (ijāb), 同意 (qabūl), 受領 (qabḍ) という三つの行為の存在を挙げており、このうち、被贈与者による物件の受領は、被贈与者の物件に対する所有権を確定させ、ならびに贈与行為を完結させるための条件として特に重要視する [al-Marghīnānī, pp. 479-480]。これを本碑文のテキストに照らし合わせてみると、Amīn al-Dīn の相続人達が贈与の「申し入れ」を行い、Sa'id がこれに「同意」することで両者が贈与契約の締結へと動き出したのは明

白である。次に、前述の相続人達は贈与対象となる件の不動産を Sa'id に引き渡し (taslīm) ているが (19 行目)、物件の「引き渡し」は一方当事者によるその「受領」を目的として行われるものなので、これは被贈与者 Sa'id による物件の「受領」が遂行されたことを示唆する文言といってよい。かくして、本碑文 17～19 行目のテキストは、Amīn al-Dīn の相続人達による Sa'id への不動産の贈与行為が、ハナフィー派の法学説上問題なく完了したことを記録したものとみなされる。

続いて、19 行目末尾部分から 22 行目にかけての箇所では、カラコルム總管 Badr al-Dīn の発議により有志を募って 200 bālīsh の寄付金が集められ、これを今度は件の Amīn al-Dīn の相続人達に贈与し、この措置をもって後者による不動産の贈与を取り消し (rujū') 不能なものとした旨が叙述される。実は、この箇所により、本碑文に記載される一連の契約行為がハナフィー派法学説に準じたものであったことが決定できるのだが、以下その点について説明してゆく。

いったん被贈与者により物件が受領されてしまった場合——即ち、物件の所有権が被贈与者へと移動し、贈与行為自体が完結してしまった場合——、その贈与契約を後から取り消すことが可能であるか否かについてはスンナ派四法学派の中で見解が分かれる。⁽³⁶⁾ このうち、ハナフィー派を除く他の三学派 (シャーフイー、マーリク、ハンバルの各派) は、基本的に、父親から子供への贈与を父親が取り消す場合には例外的に贈与契約の取り消しが可能であるという点で一致しており、一方で、非親族間でいったん成立してしまった贈与行為については取り消し不可能とする立場をとっている。これに対し、成立済みの贈与を取り消し可能とする立場をとっているのは唯一ハナフィー派のみである [al-Jazīrī 2001, pp. 783-787]。ただし、同時にハナフィー派においては成立済みの贈与を取り消し不能としてしまう条件⁽³⁷⁾ (pl. mawānī', sg. mānī') も複数用意さ

(36) ここでは法学派の決定に際し、当時スンナ派に比べて圧倒的に少数であったシーア派法学派の可能性は排除する。

(37) 本碑文 20 行目に現れる mānī'-i jawāz-i rujū'-i Ishān darīn hiba という文言は、ハナフィー派の贈与関係学説において「契約を取り消し不能とする条件」の意味で用いられる術語 mānī' を明らかに意識したものである。

れており、そのうちの一つが被贈与者が対価(‘iwaḍ)を受領した場合なのである [al-Marghīnānī, pp. 502-504; al-Jazīrī 2001, pp. 783-784; Fyzee 1974, pp. 264-266]. 従って、本碑文 19 行目末尾部分から 22 行目にかけての文言は、ハナフィー派の学説に則って、いったん非親族間で成立した贈与を取り消し不能とするため、被贈与者 (= Sa‘īd) が贈与者 (= Amīn al-Dīn の相続人達) に対価として 200 ⁽³⁸⁾ bālīsh の金銭を贈与し返したことを明示したものとみなされる。

かくして、本碑文に記載される一連の贈与契約がハナフィー派法学説に則ったものであることが明らかになった。周知のように、ハナフィー派はアナトリア、中央アジア、インドで支配的な地位にあった法学派であるが、当時のモンゴル帝国の支配領域を考慮に入れるならば、本碑文に記載される贈与契約の当事者達は、当人ないしその祖先が中央アジアに出自を持つ人々であった可能性が高いといえるだろう。

(38) 本碑文 21 行目にはこの 200 bālīsh に mawhūb「贈与された」という形容詞が付されるが、これは上記金銭がやはり適正な贈与契約により贈与されたものであることを示している。ちなみに、本碑文のテキストに依拠するかぎり、Sa‘īd から Amīn al-Dīn の相続人になされた 200 bālīsh の贈与は、後者から前者になされた不動産の贈与が完了してしまってから初めて企図されたもののように見える。このように、後になって「対価」を贈与し返すことで最初の贈与を取り消し不能なものへと転化させる措置は、ハナフィー派法学においてのみ意味を持つ。なぜなら、先述したように他の三法学派は「対価」の支払いがあろうとなかろうと、そもそも非親族間で成立した贈与の取り消しを基本的に認めないからである。一方、贈与者と被贈与者が贈与契約を締結する時点で、始めから対価の支払いを約款として契約内容に含めることは、四法学派すべてで認められている [al-Jazīrī 2001, pp. 787-788]。ただし、これは売買契約のヴァリエーションにすぎず、そもそも贈与の取り消しに否定的なハナフィー派以外の三法学派においては、成立済みの贈与を取り消し不能なものとするための方策とはみなされていない。本碑文に登場する Sa‘īd と Amīn al-Dīn の相続人達の両者が、最初に不動産の贈与契約を締結した際、はたして対価の支払いを約款に含めていたのか否かについては不明であるが、いずれの場合でも、対価の支払いが成立済みの贈与の取り消しを不能とする措置に成り得るのはハナフィー派法学説においてのみであることは間違いない。

最後に、この碑文の性格についても触れておこう。これまで縷々述べてきたように、本碑文にはハナフィー派イスラーム法学に準拠した契約の内容が記載され、テキスト中には法学上の術語も数多く見出される。しかしながら、本碑文はイスラーム法廷で作成された証書のテキストをそのまま再録したものとはいえない。なぜなら、法廷で作成される証書類は契約の当事者、契約の種類、対象物件、契約締結の日付、契約に立ち会った証人等、後日必要に応じて契約の内容を再構成するために必要最小限の情報を簡潔に記録するものであり、直接契約内容とは関係のない「物語」を文中に記載することはないからである。それでは、イスラーム法廷文書研究の見地からみた場合、本碑文のテキストはどのような範疇に含まれるものなのだろうか。

筆者(磯貝)はこれを、ハーンカー建設の際に間違いなく作成されているはずのワクフ文書に添付された、関係者の顕彰文であると推測する。筆者は以前、拙稿においてウズベキスタン共和国中央古文書館に所蔵される17世紀初頭の死地蘇生(荒蕪地開墾のこと)文書を取り扱った[磯貝1999]。当該文書は大きく前半部と後半部に分かれていますが、前半部が死地蘇生行為の完了、および、蘇生された土地が蘇生者の私有財産となったことを証明する純粋な証書の形式をとっているのに対し、おそらくこれに添付されたものと思しき長大な後半部には、この死地蘇生行為に関係した人々を賞賛するテキストが「物語」の形をとって、そこに様々な法学上の術語をちりばめながら、延々と記載されているのである。このように、証書本体に関係者の顕彰文が添付されるケースは極めて稀であり、実は筆者自身、上述の死地蘇生文書の例以外には類似のケースを知らない。けれども、法学上の術語をふんだんに使用した「物語」形式のテキストであるという特徴は、上記死地蘇生文書の後半部と本碑文のテキストの類似性を際立たせている。もしも、筆者の推測が的を射ているとするならば、本碑文テキストは紙に書かれた文書がオリジナルのはずであり、さらに、後者は本来何からの証書に添付されていたはずである。本碑文の主題が一連の贈与契約の記録ではなく、あくまでハーンカー建設の記録にあったことを考慮するなら

ば、その証書とは贈与契約の証書ではなく、ハーンカー本体を維持運営するべく設定されたワクフの内容を記すワクフ文書でなければならないだろう。勿論、本碑文の性格は、当時のモンゴル帝国内各地で建立された他言語、他宗教の碑文との関連の中で解釈するのが本来は正しいのかも知れないが、それは筆者の力量を遥かに超える作業である。ここではイスラーム法廷文書研究の立場からは上記のような解答を提出し得るということを示すのみにとどめ、本節を終えることとする。

文献

- ‘Alā’ al-dawla Simnānī, *Muṣannafāt-i Fārsī*, ed. N. Māyil Hirawī, Tihirān, 1369Kh.
—— *al-‘Urwa li-ahl al-khalwa wa-al-jalwa*, ed. N. Māyil Hirawī, Tihirān, 1362Kh.
‘Alī al-Khwārazmī, *al-Jawāmi‘ al-‘alīya fi al-wathā‘iq al-shar‘īya wa al-sijillāt al-mar‘īya*, MS. Институт востоковедения АН Республики Узбекистан 9138.
Barthold, W. 1977: *Turkestan down to the Mongol Invasion*, 4th ed., London.
Bedjan, P. 1893: (ed.) *Histoire de Mar-Jabalaha: de trois autres Patriarches, d'un prêtre et de deux laïques, Nestoriens*, Paris.
Boyle, J. A. 1958: *The History of the World-Conqueror*, 2 vols., Manchester.
Brosset, M. 1849: *Histoire de la Géorgie depuis l'antiquité jusqu'au XIX^e siècle*, 1^{re} partie, S.-Péttersbourg.
Чехович, О. Д. 1965: *Бухарские документы XIVв*, Ташкент.
Constantine Porphyrogenitus, *De administrando imperio*, ed. Gy. Moravcsik, English tr. R. J. H. Jenkins, Washington, D. C., 1967.
Czeplédy, K. 1954: “Monographs on Syriac and Muhammadan Sources in the Literary Remains of M. Kmoskó,” *Acta Orientalia Academiae Scientiarum Hungaricae* 4, pp. 19-91.
Давидович, Е. А. 1972: *Денежное хозяйство Средней Азии после монгольского завоевания и реформа Мас‘уд-бека (XIII в.)*, Москва.
—— 1979: *Клады древних и средневековых монет Таджикистана*, Москва.
DeWeese, D. 1988: “The Eclipse of the Kubravīyah in Central Asia,” *Iranian Studies* 21/1-2, pp. 45-83.
Doerfer, G. 1975: “Ein persisch-mongolischer Erlaß des Ġālāyeriden Šeyḥ Oveys, II. Die mongolische Fassung,” *Central Asiatic Journal* 19/1-2, pp. 55-88.
遠藤光暁 1997: 「王叔和『脈訣』ベルシャ語訳に反映した 14 世紀初中国音」余霽芹・遠藤光暁 (編) 『橋本萬太郎紀念中国語学論集』内山書店, pp. 61-77.

- Fyzee, A. A. A. 1974: *Outlines of Muhammadan Law*, 4th ed., New Delhi.
- Golden, P. B. 1992: *An Introduction to the History of the Turkic Peoples*, Wiesbaden.
- Ḥamd Allāh Mustawfi Qazwīnī, *Nuḥḥat al-qulūb*, ed. G. Le Strange, Leyden & London, 1915.
- Hewsen, R. H. 2001: *Armenia: A Historical Atlas*, Chicago & London.
- 何 啓龍 2006: 「従和林碑文看元代和林地的回回与漢人」『元史及民族与边疆研究集刊』18, pp. 5-23.
- 本田實信 1988: 「ラシード・アッディーンの『中国史』について」『東方学』76, pp. 1-17.
- Hübschmann, H. 1904: “Die altarmenischen Ortsnamen,” *Indogermanische Forschungen* 16, pp. 197-490.
- 呼格吉勒圖・薩如拉 2004: 『八思巴字蒙古語文獻匯編』呼和浩特.
- Ibn Baṭṭūṭa, *Riḥlat Ibn Baṭṭūṭa* (= *Tuḥfat al-nuẓẓār fī ḡharā'ib al-'amṣār wa-'ajā'ib al-'asfār*), in C. Defrémery & B. R. Sanguinetti (ed. & tr.), *Voyages d'Ibn Batoutah*, 4 vols., 1853-8.
- Ibn al-Karbālā'ī (Ḥusayn Karbālā'ī Tabrīzī), *Rawḍat al-jinān wa jannāt al-janān*, 2 vols., ed. J. Sulṭān al-Qurrā'ī, Tihirān, 1344Kh.
- Ibn Khurdādhbih, *Kitāb al-masālik wa-al-mamālik*, ed. M. J. de Goeje, Leiden, 1967.
- 磯貝健一 1999: 「一七世紀初頭ブハラの死地蘇生文書について」『史林』82/2, pp. 32-68.
- 磯貝健一・矢島洋一 2007: 「モンゴル国立歴史博物館所蔵元朝期ペルシア語碑文について」『日本モンゴル学会紀要』37, pp. 97-98.
- al-Iṣṭakhri, *Kitāb masālik al-mamālik*, ed. M. J. de Goeje, Leiden, 1967.
- Jahn, K. 1971: *Die Chinageschichte des Raṣīd ad-Dīn*, Wien.
- al-Jazirī, 'Abd al-Raḥmān 2001: *Kitāb al-fiqh 'alā al-madhāhib al-'arba'a*, Bayrūt.
- Jibrā'il Khurramābādī, *Tuḥfat al-faqīr*, in N. Māyil Hirawī (ed.), *Dar shabistān-i 'irfān: majmū'a-yi rasā'il-i Fārsī az pīrān-i Īrān*, Tihirān, 1369Kh., pp. 117-173.
- Juwaynī, *Tārīkh-i jahān-gushā*, ed. M. Qazwīnī, 3 vols., London, 1912-1937.
- 川本正知 2005: 『15世紀中央アジアの聖者伝 ホージャ・アフラルのマカーマート』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.
- Lazar P'arpets'i, *History of the Armenians and the Letter to Vahan Mamikonian*, ed. D. Kouymjian, Delmar, 1985.
- Le Strange, G. 1905: *The Lands of the Eastern Caliphate*, London.
- Majd al-dīn al-Baghdādī, *Tuḥfat al-barara fī al-'as'ila al-'ashara*, MS. Īstanbul, Süleymaniye Kütüphanesi, Ayasofya 1695.
- 牧野信也 (訳) 2001: 『ハディース——イスラーム伝承集成 VI』中公文庫.
- al-Marghīnānī, *al-Hidāya*, in Ibn al-Humām, *Sharḥ Faṭḥ al-qadīr*, al-Qāhira, 1356A.H.
- Marquart, J. 1898: *Die Chronologie der alttürkischen Inschriften*, Leipzig.
- 松田壽男 1970: 『古代天山の歴史地理学的研究 増補版』早稲田大学出版部.
- 松井 太 1999: 「カラコルム関係碑文官職名・人名総合索引」森安孝夫・オチル (編) 『モンゴル国現存遺蹟・碑文調査研究報告』中央ユーラシア学研究会, pp. 234-244.
- 松川 節 1997: 「カラコルム出土 1348 年漢蒙碑文——嶺北省右丞郎中總管收糧記——」『内陸アジア言語の研究』12, pp. 83-98.

- 2002: 「新発表のモンゴル語命令文 3 件」松田孝一 (編) 『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基礎的研究』(平成 12～13 年度科学研究費補助金基盤研究 (B) (1) 研究成果報告書) pp. 55-67.
- 松川 節・松井 太 1999: 「嶺北省右丞相中総管収粮記」森安孝夫・オチル (編) 『モンゴル国現存遺蹟・碑文調査研究報告』中央ユーラシア学研究会, pp. 245-251.
- Mawlānā Shaykh, *Maqāmāt-i Khwāja Aḥrār*, 川本正知 『15 世紀中央アジアの聖者伝 マカーマーテ・ホージャ・アフラル』東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所, 2004 所収.
- Minorsky, V. 1953: *Studies in Caucasian History*, London.
- 1970: *Hudūd al-‘Ālam ‘The Regions of the World’: A Persian Geography 372 A.H. — 982 A.D.*, 2nd ed., London.
- 1992: “Musāfirids,” *Encyclopaedia of Islam*, new edition, v. 7 (fasc. 125-126), Leiden, pp. 655-657.
- Molé, M. 1963: “Traité mineurs de Nağm al-Dīn Kubrā,” *Annales islamologiques* 4, pp. 1-78.
- Moravcsik, G. 1958: *Byzantinoturcica II: Sprachreste der Türkvolker in den byzantinischen Quellen*, 2. Aufl., Berlin.
- Moses Khorenats’i, *Patmut’iwn hayots’* (*History of the Armenians*), ed. R.W. Thomson, Delmar, 1981.
- Muḥammad b. ‘Abd al-Jalīl Samarqandī, *Qandīya*, in Ī. Afshār (ed.), *Qandīya wa Samarīya: du risāla dar tārikh-i mazārāt wa jughrāfiyā-yi Samarqand*, Tihārān, 1367Kh.
- al-Muqaddasi, ‘*Aḥsan al-taqālīm fi ma‘rifat al-‘aqālīm*, ed. M. J. de Goeje, Leiden, 1967.
- 村上正二 1976: 『モンゴル秘史 3』平凡社.
- Najm al-dīn Kubrā, *Fawā’ih al-jamāl wa-fawātiḥ al-jalāl*, in F. Meier, *Die Fawā’ih al-ḡamāl wa-fawātiḥ al-ḡalāl des Nağm ad-dīn al-Kubrā*, Wiesbaden, 1957.
- Najm al-dīn Rāzī Dāya, *Mirṣād al-‘ibād*, ed. M. A. Riyāḥī, Tihārān, 1352Kh.
- Nūr al-dīn Isfarā’īnī, *Kāshif al-asrār*, in H. Landolt, *Le révélateur des mystères*, Paris, 1986.
- Пигулевская, Н. 1948: “Маp Аба I (к истории культуры VI в. н. э.),” *Советское востоковедение* 5, стр. 73-84.
- Pritsak, O. 1975: “The Pečenegs: A Case of Social and Economic Transformation,” *Archivum eurasiae medii aevi* 1, pp. 4-29.
- Pulleyblank, E. G. 1962: “The Consonantal System of Old Chinese, Part II,” *Asia Major*, New Series 9/2, pp. 206-265.
- 1991: *Lexicon of Reconstructed Pronunciation in Early Middle Chinese, Late Middle Chinese, and Early Mandarin*, Vancouver.
- Q’aukhchishvili, S. 1955: (ed.) *Kartlis tskhovreba*, v. 1, Tbilisi.
- de Rachewiltz, I. 1983: “Qan, Qa’an and the Seal of Güyüg,” K. Sagaster & M. Weiers (eds.), *Documenta Barbarorum: Festschrift für Walther Heissig zum 70. Geburtstag*, Wiesbaden, pp. 272-281.
- Radloff, W. 1891: *Das Kudatku Bilik des Jusuf Chass-Hadschib aus Bälasagun*, I, St. Petersburg.

- Radtke, B. 2005: "The Eight Rules of Junayd: A General Overview of the Genesis and Development of Islamic Dervish Orders," T. Lawson (ed.), *Reason and Inspiration in Islam*, London & New York, pp. 490-502.
- Rashīd al-dīn, *Jāmi' al-tawārīkh*, ed. M. Rawshan & M. Mūsawī, Tīhrān, 1373Kh.
- Reid, J. J. 1983: *Tribalism and Society in Islamic Iran, 1500-1629*, Malibu.
- al-Sam'ānī, *al-'Ansāb*, ed. 'Abd Allāh 'Umar al-Bārūdī, 5 vols., Bayrūt, 1988.
- 白鳥庫吉 1970: 「西域史上の新研究」『白鳥庫吉全集 第六卷』岩波書店, pp. 57-227
(初出: 『東洋学報』1/3, 2/1, 3/1 - 2, 1911-1913) .
- 1971: 「粟特国考」『白鳥庫吉全集 第七卷』岩波書店, pp. 43-123
(初出: 『東洋学報』14/2, 1923) .
- 庄垣内正弘 1997: 「ウイグル文字音写された漢語仏典断片について——ウイグル漢字音の研究——(続)」『西南アジア研究』46, pp. 1-31.
- Sümer, F. 1992: *Safevî devletinin kuruluşu ve gelişmesinde Anadolu Türklerinin rolü*, Ankara.
- 高田時雄 1988a: 「コータン文書中の漢語語彙」尾崎雄二郎・平田昌司(編)『漢語史の諸問題』京都大学人文科学研究所, pp. 71-128.
- 1988b: 「敦煌資料による中国語史の研究——九・十世紀の河西方言——」創文社.
- Tekin, T. 1968: *A Grammar of Orkhon Turkic*, Bloomington.
- Thomson, R. W. 1978: (tr.) Moses Khorenats'i, *History of the Armenians*, Cambridge, Mass.
- 1991: (tr.) *The History of Lazar P'arpec'i*, Atlanta.
- 1996: *Rewriting Caucasian History: the Medieval Armenian Adaptation of the Georgian Chronicles*, Oxford.
- Togan, Z. V. 1970: "Azerbaycan," *İslâm Ansiklopedisi* 2, pp. 91-118.
- 宇野伸浩・村岡 倫・松田孝一 1999: 「元朝後期カラコルム城市ハーンカー建設記念ペルシア語碑文の研究」『内陸アジア言語の研究』14, pp. 1-64 + Plate I-V.
- Урунбаев, A. et al. 2001: *Каталог хивинских казийских документов XIX - начала XX вв.*, Ташкент-Киото.
- Werner, C. 2003: "Formal aspects of Qajar deeds of sale," N. Kondo (ed.), *Persian Documents: Social History of Iran and Turan in the Fifteenth-Nineteenth Centuries*, London & New York.
- 家島彦一(訳注) 2002: イブン・バットゥータ, イブン・ジュザイイ(編)『大旅行記 7』平凡社.
- 柳橋博之 1998: 『イスラーム財産法の成立と変容』創文社.
- Yāqūt, *Mu'jam al-buldān*, 6 vols., ed. F. Wüstenfeld, Leipzig, 1866-1873.

[付記] 本研究は科研費(17320113)の助成を受けたものである。